

国民年金保険料の納付が困難なとき

経済的理由、または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除、または猶予される制度があります。

■ 国民年金保険料免除制度 ■

本人、世帯主、配偶者の前年の所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。

● 免除の対象となる所得のめやす、承認された場合の納付額 ●

	所得のめやす			保険料額 (月額)	年金額への反映割合
	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・子2人)		
全額免除	57万円	92万円	162万円	納付なし	1/3 (国庫負担引上以降1/2)
4分の1納付 (4分の3免除)	93万円	142万円	230万円	3,670円	1/2 (国庫負担引上以降5/8)
半額納付 (半額免除)	141万円	195万円	282万円	7,330円	2/3 (国庫負担引上以降6/8)
4分の3納付 (4分の1免除)	189万円	247万円	335万円	11,000円	5/6 (国庫負担引上以降7/8)

※2人世帯、4人世帯のご夫婦は、夫または妻のどちらかにのみ所得がある世帯、お子さんは16歳未満のめやすです。

※社会保険料控除等がある方につきましては、めやすが異なる場合があります。

※一部納付のめやすは、社会保険料等を一定額納付していると仮定しています。

※一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、将来の年金額に反映されず、また死亡や障害といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなることがあります。

※国民年金保険料の免除にかかる国庫負担割合は、平成21年度分から引き上げられるよう法律案が現在国会に提出されています。

■ 若年者納付猶予制度（30歳未満の方）

30歳未満の方で本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。

（前年所得のめやす額は全額免除と同じです。）

■ 学生納付特例制度（学生の方）

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学する方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。（前年所得の審査は本人のみです。）

※各種学校については、学校教育法に規定される学校（終業年数が1年以上である課程）が対象です。

※国内に所在する海外大学（日本分校）であって文部科学大臣が指定した課程に在学する学生も対象です。

（前年所得のめやす額は半額免除と同じです。）

■ 特例免除について～失業された方の所得審査が除外されます～

特例免除は、保険料免除、納付猶予及び学生納付特例申請をする年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に、失業された方の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除または猶予されます。

※ご本人が失業された場合でも、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは免除（猶予）が認められない場合があります。

※配偶者・世帯主が退職（失業）された場合は、配偶者・世帯主の所得審査も審査対象から除外します。

申請手続きに必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの。 ②印鑑 ③他の市（区）町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの。 ④学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し。 ⑤失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給者資格者証」、「離職票」等。